

前橋地方裁判所委員会（第35回）議事概要

第1 日時 令和元年6月6日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

相澤哲，阿部和也，伊藤大介，大図明，大矢一，岡崎朋美，國井恒志（説明者），小磯正康，
新藤慶，武井和夫，橋爪健，原和則，本多悦子，渡邊和義

（説明者）

水上周前橋地裁刑事部部総括判事，高橋貞幹前橋地裁刑事部判事

（庶務等）

前橋地裁事務局長，同刑事首席書記官，同事務局次長，同刑事次席書記官，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

第4 議題

「裁判員裁判の広報活動」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（相澤委員，大図委員，國井委員，小磯委員，原委員）

3 委員長選出

委員の互選により委員長として相澤委員が選任された。

4 裁判員裁判の広報活動について

（1）國井委員より，裁判員裁判の広報活動について，水上部総括判事，高橋判事による活動報告を交えて，取組実績等が説明された。

（2）意見交換

～前橋地裁作成の裁判員同窓会のリーフレットについて～

委員

商店街の理事の方に裁判員同窓会のリーフレットを配りましたが，皆さんの関心が高いとは言えず，思っている以上に不明な点や不安な点がまだまだあるのだなと感じました。ただ，同窓会ということで，柔らかく感じ取っていただいた方もいました。また，活動の方法として，リーフレットを配るのではなく，例えば，毎年行っている七夕まつりや前橋まつり

といった大きなイベントのときに、自衛隊や警察が白バイに乗れるといった広報活動を行っているように、人が集まっているときに広報活動を行った方が良いのではないか、という意見もありました。それと、商店街には個人商店の方が多いので、店主が休むと店も休みになってしまうことから、実際に裁判員に選ばれても行くことができないし、その点が不安であり分からないという意見が多くありました。

委員

私は、50名弱が参加する会合で、私自身が裁判員制度の説明をして、裁判員同窓会のリーフレットを配りました。その際に、たまたま裁判員経験者の方がいたので、その方にお話しいただきました。今後も機会があれば、お話ができればと思っています。また、本日の取組実績を聴き、制度10周年における多くのマスコミ報道を一過性のものにしないことが重要であり、随時裁判員制度について認識してもらう必要があると思います。世間は、全く無関心なのではなく、自分のことにならないと考えることをしないのではないかと思います。

委員

私は、県内の10商工会議所の会頭が集まる会議で、裁判員同窓会のリーフレットを配布して、説明しました。また、専務理事にも会議で説明しました。説明をしてみて、裁判員制度という名称は知っているものの、具体的な内容については知らない人が圧倒的に多かったです。やはり、裁判員制度の広報活動については、地道に諦めずにやっていくしかないと思いました。なお、裁判所から商工会議所への広報活動は、商工会議所によって規模が違うことや、広報誌も各商工会議所で作成していることから、それぞれの商工会議所に対して個別に行っていただくことが良いという話が出ました。

～榛東村立南小学校への出前講義について～

委員

裁判員制度については、上毛新聞において、榛東村立南小学校への出前講義の記事を含む5回の連載を行いました。榛東村立南小学校への出前講義については、小中学生向けに作成された新聞の記事が分かりやすかったと、年配の読者の方から褒めていただきました。裁判所の広報活動においても、小中学生でも分かるような視点で行った方が、大人にも良いのではないかと思います。また、辞退率の上昇に関する記事に対しては、辞退は良くないという意見の一方、仕方がない、プロの裁判官に任せるべき、知識のない偏った思想の人に裁判員になって欲しくないといった意見もありました。守秘義務に関する記事に対しては、も

つと緩和し全面開示すべきであり、判決の適切さについて国民レベルで議論すべきという意見がありました。

委員

榛東村立南小学校での出前講義のビデオを拝見し、小学生はいろいろな見方をしていると思いましたし、裁判官がかっこいいといった憧れから興味を持っていくのだと思いました。また、高校では、生徒に対する租税や年金といった関係の出前授業の話をいただくのですが、授業とリンクしないテーマもあるので、3年生の2月前に集中的に出前講義を行うことになります。しかし、国民の義務といったテーマの出前授業を短期間に集中して行くと、社会に出るときには重荷を背負うといった印象を生徒に与えるリスクがありますので、私としては、依頼を受けた出前授業を1年生や2年生に振り分けて行うようにしています。さらに、今はアクティブラーニングを小学校から行っているので、裁判員制度をPRするようなリーフレットを子ども達に実際に作らせてみるといった活動も面白いのではないかと思います。以前、生徒に広報誌を作らせたことがあります。非常に新鮮な発想で作ります。つまり、出前講義を行うに当たり、子ども達の発達段階などを踏まえて、どのタイミングで、こういったことを行うのが良いのかを考えると効果的だと思います。また、同僚の中堅の教員から、裁判員候補者名簿に登載されたとの通知が来たがどうしたらよいのかという相談を受けたことがありましたので、教員であっても、裁判員制度に対するハードルは高いのだなと感じたことがありました。

委員

被害者支援団体も広報活動を非常に重要に思っており、リーフレットやグッズを作り、お祭りで配布していますが、受け取ってもらっても捨てられてしまうなど、紙やグッズの配布といった活動は記録には残りますが、印象には残らないと感じています。しかし、出前講義のように、直接出向いて顔を合わせて話をするという体験を通しての広報活動は、長く記憶に残るものですので、とても良いことだと思います。出前講義は、学校が時間を確保し準備をすることになりますし、裁判官も多忙ですから、大変だと思うのですが、ぜひこれからも力を入れて続けていただけたら大変嬉しいなと感じました。

委員

榛東村立南小学校の出前講義では、自分自身が関わり得る立場として裁判員というものがあるということを生徒が模擬裁判で学べたことは非常に重要であったと思います。高校では、今度新しく公民科に公共という科目が新設され、裁判員も大きなテーマになると言わ

れていますので、学校教育と関わっていく機会が増えてくると思います。大人については、関心がなく、難しくてよく分からないといった意見や、裁判所の判断と市民感覚とのズレを感じるといった意見がありましたが、裁判員制度を周知し理解してもらうためにも、裁判所が市民向け講座を行うといった機会があっても良いのかなと思います。また、最高裁判所作成の広報ポスターに表示されているアンケート結果について、アンケートの回収率を明示していただけると良いと思いましたが、良い経験だったというだけではなく、良い経験だったけど大変だったといったような大変さとの折り合いの付け方もアンケートで分かれば改善につなげていけるのかなと思いました。さらに、裁判員経験者に直接質問したり、生の声が聞けたりするような機会があると、不安も解消されやすいのかなと思いました。

委員

以前、夏休み期間中の子ども達向けに、ヘンゼルとグレーテルや3匹の子豚といった物語を題材とした模擬裁判を企画したことがありました。出前講義だけではなく、裁判所に来ていただく企画も良いのではないかと思います。

～裁判員経験者との特別意見交換会について～

委員

群馬テレビでは、ニュースを夕方6時と8時、翌日のお昼といった視聴者層が違う3つの時間帯で放送し、多くの人にニュースを知ってもらうようにしており、特別意見交換会のニュースも放映しました。テレビ放映することで多くの方に知っていただけますが、それだけではなく、私が、以前委員会で裁判傍聴をし、裁判がいろいろな状況を考えて判決を出していることや非常に理論的であることを知り、素晴らしい機会であったと思った経験や、榛東村立南小学校への出前講義における子ども達の体験のように、裁判を経験したり、その経験を伝えていったりすることで、裁判員制度を理解している方々が増えてくるのだと思います。そういった努力を繰り返し続けていくことが大事だと思っています。

委員

弁護士会では、法教育委員会が活発に活動をしています。県内の学校に対し模擬裁判の企画や指導を行い、子ども達やその周囲の関心を高め、裁判員制度の活性化につなげています。絶大な広報効果を上げる方法というのはないので、出前講義や、裁判員経験者の方が経験を伝える活動をやっていくことが良いと思います。

委員

私が見る限りですと、法教育は、まず主権者教育といった法的な考え方を学ぶことが中心

になるので、そこから裁判員制度につながっていくと思います。また、裁判員制度に対する不安を解消するためには、裁判員経験者の経験を情報提供していくことが鍵になると思います。小学生くらいから裁判員制度に親しみ、理解していくことが進めば、長期的には大きな力になり文化として根付いていくのではないかと思います。

委員

裁判員候補者の出席率や辞退率といった数字の改善のために裁判員制度の広報活動が必要だということもありますが、数字の改善は広報活動から分けて考えた方が良くと個人的に思っています。期日のお知らせに記載する過料の文言のフォントを大きくする、辞退事由の判断を厳しくするといったように、制度の運用を厳しくすれば、数字の改善は可能ですが、広報活動は、数字の改善を目的にするのではなく、具体的に裁判員制度の意義や有用性を伝えるものとして地道に行っていくのが良いのではないかと思います。

5 次回のテーマについて

次回のテーマは、「民事裁判手続のIT化への取組（仮称）」とされた。

6 次回の開催期日について

令和元年11月5日（火）午後1時30分